

問合せ先

海上保安庁総務部政務課政策評価広報室

海上保安報道官 奥 康彦

03 - 3591 - 6361 (内線 2201)

03 - 3591 - 9780 (直通)



平成24年12月20日

海上保安庁

平成24年度南極海鯨類捕獲調査の実施に伴う海上保安官の  
調査捕鯨船団及び水産庁監視船への乗船について

1. 経緯

本年度における南極海鯨類捕獲調査の実施については、既に農林水産省から発表されているところですが、これまでの反捕鯨団体による調査捕鯨船団に対する妨害活動等を踏まえ、内閣官房を中心に関係省庁で検討してきた結果、本年度の調査捕鯨に係る安全対策の一環として、昨年度に引続き、調査捕鯨船団、及び同船団の調査の安全かつ円滑な実施のために派遣される水産庁監視船に、調査捕鯨船団の安全を確保する観点から海上保安官を乗船させることとなりました。

2. 乗船する船舶

調査捕鯨船団及び水産庁監視船

3. 乗船する期間

調査捕鯨船団及び水産庁監視船の本邦出港から入港までの間

(注) 南極海鯨類捕獲調査活動、水産庁監視船の派遣等に関しては、水産庁にお問合せ下さい。